

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、業種や企業規模を超えた連携を通じて、サプライチェーン全体の競争力強化を図ります。具体的には、他企業や大学・研究機関とのオープンイノベーションによる新製品・新技術の共同開発、ならびに後継者不在に悩む取引先企業に対する M&A や事業承継支援の提供を推進します。これにより、地域経済の活性化と持続可能な産業基盤の構築に貢献します

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

- 共通 EDI の構築

取引先との受発注・納品・請求等の業務を電子化し、共通 EDI の導入を通じて業務の効率化とペーパーレス化を図ります。

- データの相互利用

業務データの標準化と共有を進め、取引先との間でリアルタイムな情報連携を実現し、意思決定の迅速化と在庫最適化に貢献します。

- IT 人材の育成支援

取引先企業に対して、IT スキル向上のための研修やノウハウ提供を行い、デジタル人材の育成を支援します。

- サイバーセキュリティ対策の助言・支援

情報漏洩やサイバー攻撃への備えとして、セキュリティ対策のアドバイスや体制構築支援を行い、安心・安全な取引環境を整備します。

c. 専門人材マッチング

当社は、サプライチェーン全体の高度化と持続的成長を支えるため、専門的な知見やスキルを有する人材のマッチング支援に取り組みます。具体的には、以下のような活動を推進します。

外部専門人材との連携

経営戦略、IT、デジタル化、知財、法務、海外展開などの分野において、外部の専門家やプロフェッショナル人材との連携を図り、取引先企業の課題解決を支援します。

人材マッチングプラットフォームの活用

地域や業界の人材マッチング支援機関・プラットフォームを活用し、必要なスキルを持つ人材との出会いを促進します。

中小企業への人材紹介・協業支援

後継者不在や専門人材不足に悩む取引先に対し、適切な人材の紹介や協業機会の創出を通じて、事業継続と成長を後押しします。

- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

当社は、脱炭素社会の実現に向けて、取引先企業と連携しながら以下のグリーン化施策を推進します。

脱・低炭素化技術の共同開発

製品や生産プロセスにおけるCO₂排出削減を目的とした技術開発を、取引先や研究機関と協力して進めます。

省エネ診断に係る助言・支援

エネルギー使用状況の可視化や改善提案を通じて、取引先の省エネ対策を支援します。

生産工程等の脱・低炭素化

自社および協力企業の製造工程において、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用を促進します。

グリーン調達の推進

環境負荷の少ない原材料や部品の優先調達を行い、サプライチェーン全体での環境配慮を徹底します。

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社は、従業員の心身の健康を企業の持続的成長の基盤と捉え、健康経営の推進に取り組むとともに、取引先企業との連携による健康増進施策を推進します。

健康経営に係るノウハウの提供

当社が蓄積してきた健康経営の実践事例や制度設計のノウハウを、取引先企業と共有し、相互の健康経営のレベル向上を図ります。

健康増進施策の共同実施

ウォーキングイベントや健康セミナー、ストレスチェックの実施など、従業員の健康意識を高める施策を取引先と共に企画・実施します。

コラボヘルスの推進

健康保険組合や医療機関と連携し、データヘルスを活用した予防・保健指導を行うことで、従業員の健康リスクの早期把握と改善を図ります。これらの取組を通じて、従業員の健康保持・増進と企業の生産性向上を両立させ、サプライチェーン全体の活力向上に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

令和7年6月22日

日本料理淳

企 業 名

店主 竹内淳一郎

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。